

MUSASHI BASE

利用規約

2024年7月10日改定

<MUSASHI BASE 利用規約>

MUSASHI BASE を運営する株式会社武蔵工務店（以下、運営者）は、シェアオフィス利用に関する規約を以下の通り定めます。また、本規約は運営者の自らの裁量に基づき規約を変更する事ができるものとします。

第1条 本規約について（全会員）

- 1) 利用者は、運営者の提供する当該サービスを利用するにあたっては本規約を遵守するものとし、他の利用者の迷惑をかけないよう配慮のうえ、共同で善良なる管理者の注意をもって利用できるものとする。
- 2) 本規約に違反した利用者については、運営者はいつでもサービスを停止することが出来る。
- 3) サービスの停止によって利用者に不利益が生じても、運営者はその責を一切負わないものとする。

第2条 規約の変更（全会員）

運営者は、自らの裁量に基づき規約を変更する事ができる。

第3条 サービス提供の義務（全会員）

- 1) 運営者はサービスについて品質の維持向上に努める。
- 2) 運営者は規定の営業日・営業時間以外での問い合わせ対応含むサービス提供の義務を負わない。
- 3) 運営者は契約名義以外に対してサービス提供の義務を負わない。
- 4) 運営者の提供するサービスと利用料金は、別途定める。

第4条 オフィス内での禁止事項（シェアオフィス、プライベートブース会員）

- 1) 室内での匂いの強い食べ物の食事・喫煙・飲酒
- 2) 周囲に迷惑になる音、音楽鑑賞（イヤホンは可）
- 3) 電気ヒーター、ストーブ等熱を発生し火災の危険性のある物の使用
- 4) 室内での寝泊まり
- 5) 生き物の持ち込み飼育
- 6) 無断で登録外の人物を入室させること
- 7) 運営者のサーバーや、第三者も利用するネットワークにダメージを与えたり、使用不可にしたり、過度に負荷を与えたり、もしくはその機能を損なうような行為
- 8) ハッキングや、パスワードの探索、その他の悪意のある方法で、運営者のサーバーやアカウント、コンピュータシステム、またはネットワークへ許可なくアクセスする行為
- 9) 運営者を通じて、公序良俗その他法令に反する資料や情報を発信、投稿、アップロード、配信すること
- 10) 他人のコンピュータや財産に危害を与えるおそれのあるウイルスに感染したファイルをアップロードすること
- 11) 不法に製作、表示、実行、配信されたと知っている、もしくは合理的に知っているファイルダウンロードすること

1 2) その他、利用に不適切と運営者が判断する行為

1 3) 壁へのボルト穴や棚穴、大小に関係なく画鋲などの使用は不可となります。場合により、退去時などに修繕費が発生。

第5条 共有スペース内での禁止事項（全会員）

1) 室内での食事・喫煙・飲酒

2) 周囲に迷惑になる音、音楽鑑賞（イヤホンは可）

3) 電気ヒーター、ストーブ等熱を発生し火災の危険性のある物の使用

4) 無断で登録外の人物を入室させること

5) 運営者のサーバーや、第三者も利用するネットワークにダメージを与えたり、使用不可にしたり、過度に負荷を与えたり、もしくはその機能を損なうような行為

6) ハッキングや、パスワードの探索、その他の悪意のある方法で、運営者のサーバーやアカウント、コンピュータシステム、またはネットワークへ許可なくアクセスする行為

7) 運営者を通じて、公序良俗その他法令に反する資料や情報を発信、投稿、アップロード、配信すること

8) 他人のコンピュータや財産に危害を与えるおそれのあるウイルスに感染したファイルをアップロードすること

9) 不法に製作、表示、実行、配信されたと知っている、もしくは合理的に知っていると判断されるファイルをダウンロードすること

1 0) その他、利用に不適切と運営者が判断する行為

1 1) 共有スペース内での電話・会話

第6条 住所利用について（シェアオフィス、バーチャルオフィス会員）

提供住所の利用目的としては会社登記・名刺・会社案内などに利用することが出来る。

また、広告チラシやwebサイトで提供住所を記載する場合には、事前に運営者の了解を得るものとする。

但し、以下の目的で提供住所を利用することは一切禁止する。

1) 個人の住所としての利用（住民票・戸籍・パスポートなど）

2) アダルトサイト・出会い系サイト・MLM・マルチ商法などの類のビジネス住所としての利用、風営法認可事業利用は不可とする。

3) 多量（1ヵ月で通算10通以上）の資料請求（保険・金融・証券など）の受取住所としての利用

4) ダイレクトメールの発送元住所としての利用

5) 宗教活動や政治活動などでの利用

6) その他、当社が不適当と判断した利用行為。

本規約記載事項以外についてもその他の法律・条例・ガイドラインなどを厳守すること。

第7条 会議室の利用 ※施設内に設置されている場合（全会員）

会議室の利用はネット予約制・クレカ決済とする。

利用時間内での準備、片付けを行い、利用時間の延長をする場合も、ネット予約画面から延長・決済を行うこと。

次の利用者がある場合、延長できない場合がある。

他の利用者の妨げにならない様に互いに調整を図るものとする。

第8条 免責事項（全会員）

1) 利用者は当社が提供するサービスにつき、以下記載する各号の事情がありうることをあらかじめ承諾し、当社が責任を負わないものとする。

- ①電話、インターネット等の通信設備に一時的な不都合が生じること。
- ②当社の地位が第三者に移転すること（合併、売却）
- ③法令の改正や他、やむをえない事由によりサービスが停止、廃止されること。

2) 利用者は、当サービスの利用にあたり、自らの財産を自己の責任において管理するものとし、財産の盗難、紛失、破損その他利用者に生じた損害について、運営者は一切の責任を負わない。

第9条 火災保険・家財保険（シェアオフィス・プライベートブース）

- 1) 火災保険・家財保険に関しては、利用者の任意で加入するものとする。
- 2) 運営者に責任の無い場合の火災等による建物の毀損・破損を伴う利用者の財物の損害は、運営者は一切の責任を負わない。

第10条 料金支払（全会員）

利用料金の支払いは、運営者指定の自動口座引落しサービス（詳細については、別紙口座振替申込書に準ずる。）もしくはクレジットカード決済を利用するものとする。

自動口座引落しサービスを利用可能なのはシェアオフィス・プライベートブース・バーチャルオフィス契約者のみとする

第11条 保証料（シェアオフィス・プライベートブース）

利用者は運営者に対し、本契約締結同時に、保証料として利用料の1ヶ月分相当を預託する。

- 1) 保証料には利息を付さない。
- 2) 運営者は利用者に対し、利用者が本利用スペースをの明渡しを完了したときは、遅滞なく保証料を返金する。
- 3) 前項の場合において、利用料の未払い、原状回復工事に要する費用、備品・鍵などの紛失、その他本契約から生じる利用者の債務の不履行が存在する場合には、運営者は保証料をもって弁済することができる。

第12条 解約期間および解約（全会員）

1) 当サービスの契約期間は1か月間からとする。利用者から申し出がない場合は自動更新とする。

2) 利用者が当サービスの解約をする場合には、解約を希望する前月末日までに運営者に通知する。

また、解約月の利用料は日割り清算を行わないものとする。

クレジットカード決済を利用の場合は、申し出後から翌引落が最終決済となり、翌月退会とする。

3) 利用者が下記に該当する場合には理由の如何を問わず運営者は一方的に当サービスの契約を解除することが出来る。

- ①反社会的勢力又はその関係者である疑いのあるとき

反社会的勢力とは、暴力団、総会屋その他名称如何にかかわらず、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。

- ②違法行為を行っている疑いのあるとき

- ③サービス申込みにおいて虚偽の申告を行った場合

- ④ サービス料金の支払が2ヶ月以上滞った場合
- ⑤ 他の利用者の迷惑となる行為を行った場合
- ⑥ 本規約に違反をした場合
- ⑦ 破産若しくは倒産により社会的信用を失った場合
- ⑧ 事前の予告なしで一週間以上連絡が取れない場合
- ⑨ その他運営者が不適格と判断した場合

この場合には、利用料などの返還は一切行わない。

- 4) 本契約を解除された場合、利用者は速やかにWebサイト上、名刺、パンフレット等の資料から当社より提供された住所、電話番号などの記載を削除しなければならない。
 - 5) 利用規約違反で解除した場合は、サービスの提供は停止するが、住所移転登記手続きが完了する迄、解除前の契約プランの利用料全額を請求する。
 - 6) 契約期間満了、解約等により当サービスの利用が終了後に、利用者が残留した物品は、運営者が任意に処分できるものとする。
 - 7) シェアオフィス・プライベートブースを解約する場合、鍵(合鍵も含む)、セキュリティーキーの返却を速やかに行う。
- 万が一、紛失・破損などにより使用不可の場合、運営者は利用者に対して損害賠償ができるものとする。

第13条 サービスの停止・休止・廃止（全会員）

運営者の都合により全てのサービスを停止・休止・廃止が出来るものとし、利用者へ原則2ヶ月前に通達するものとする。

また、サービス提供の停止・休止・廃止に伴う損害について利用者は一切賠償請求をしないものとする。

第14条 違約金及び賠償金（全会員）

利用者が本規約に違反した場合、運営者は違約金を請求することが出来る。

利用者の故意又は重大な過失により運営者が損害を被った場合、運営者は利用者に対する賠償を請求することが出来る。

第15条 立入権（全会員）

運営者は、定期的な利用スペース使用状況の確認及び施設の保全・衛生・防犯等、管理上の処置を講ずるため、利用スペースへ立入る事ができる。なお、運営者は利用者に対し利用スペースへの入室を通知するよう努めるものとする。

第16条 守秘義務（全会員）

運営者及び利用者は、契約期間中だけでなく契約終了後においても、すでに公開されている情報を除き利用契約の内容、並びに利用契約の締結及び履行に当たって知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。ただし、法令上公開又は開示する必要がある場合及び官公庁により照会を受けた場合等の正当な事由があるときは、この限りではない。

第17条 個人情報（全会員）

- 1) 運営者は、利用契約の履行に際して知り得た個人情報について、第三者に開示並びに盗用の禁止又は漏洩・滅失・既存・改竄の防止、あるいは利用契約を遂行する目的以外に利用されないように適切な処置をとる義務を負う。
- 2) 運営者は、利用者の個人情報を遂行する目的及び運営者の提供するサービスの向上及び開発の目的のために限り使用できるものとする。

3) 運営者は、利用者の個人情報(公務員・弁護士・税理士等、法律上守秘義務を負うもの)に対して合理的必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を利用者に報告するものとする。検索・差押等、法律上の強制力を伴う回答が義務付けられている開示であり開示に先立つ報告が行えなかった場合には、運営者は開示後直ちに利用者に報告するものとする。

第18条 反社会的勢力の排除 (全会員)

1、運営者及び利用者は、自己、役員等及び関係会社につき、現在及び将来にわたって、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これに準ずるもの(以下、「反社会的勢力」という。)に該当せず、また、以下の各号に定める関係を有しないことを表明し、保証する。

- 1) 反社会的勢力が経営を支配すること。
- 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- 3) 不当に反社会的勢力を利用していること。
- 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
- 5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2、運営者及び利用者は、自己、役員等及び関係会社が、将来にわたって、自ら又は第三者を利用して、以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証する。

- 1) 暴力的な要求行為。
- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為。
- 5) その他前各号に準じる行為。

3、運営者及び利用者は、相手方が第1項、第2項に定める表明保証に違反した場合は、利用契約について、相手方に何ら催告を要せず、利用契約を解除する事ができる。

4、運営者及び利用者は、前項により利用契約を解除した場合には、規定にかかわらず、相手方に対し、違約金として月額利用料の6カ月分相当額を請求できるものとする。ただし、上記違約金を超える損害が発生した場合、その超える部分について、損害賠償請求を妨げない。

第19条 管轄裁判所 (全会員)

当社サービスのご利用に関して、当社と会員との間に係争が発生し訴訟により解決する必要が生じた場合、所在地の管轄裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第20条 協議事項 (全会員)

本規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度運営者及び利用者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

MUSASHI BASE

運営会社：株式会社武蔵工務店